

改 正 案

現 行

目次

第一章 総則（第一条、第二条の五）

第二章 一般廃棄物（第三条、第五条の七）

第三章 産業廃棄物（第六条、第七条の四）

第四章 廃棄物処理センター（第八条、第十三条）

第五章 雑則（第十四条、第二十四条）

附則

目次

第一章 総則（第一条、第二条の四）

第二章 一般廃棄物（第三条、第五条の七）

第三章 産業廃棄物（第六条、第七条の四）

第四章 廃棄物処理センター（第八条、第十三条）

第五章 雑則（第十四条、第二十四条）

附則

（特別管理産業廃棄物）

（特別管理産業廃棄物）

第二条の四 法第二条第五項（ダイオキシン類対策特別措置法第二十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。

第二条の四 法第二条第五項（ダイオキシン類対策特別措置法第二十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。

一～四 （略）

一～四 （略）

五 特定有害産業廃棄物（次に掲げる廃棄物をいう。以下同じ。）

五 特定有害産業廃棄物（次に掲げる廃棄物をいう。以下同じ。）

イ～ハ （略）

イ～ハ （略）

ト 第二条第十二号に掲げる廃棄物（事業活動に伴って生じたものに限るものとし、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物の焼却に伴って生じたばいじんであつて集じん

ト 第二条第十二号に掲げる廃棄物（事業活動に伴って生じたものに限るものとし、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物の焼却に伴って生じたばいじんであつて集じん

施設によつて集められたものを除く。次号、第七号、第九号、第三条第三号及び別表第一を除き、以下「ばいじん」という。）（国内において生じたものにあつては、別表第三の二の項に掲げる施設において生じたものに限る。）であつて水銀又はその化合物を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）及び当該ばいじんを処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

チㇿン（略）

六ㇿ十一（略）

（廃棄物処理施設整備事業）

第二条の五 法第五条の三第一項の政令で定める事業は、次のとおりとする。

一 地方公共団体が行う廃棄物の処理施設（公共下水道及び流域下水道を除く。第五号において同じ。）の整備に関する事業

二 法第十五条の五第一項の規定による指定を受けた廃棄物処理センター（以下「センター」という。）が法第十五条の六の規定により行う廃棄物の処理施設の整備に関する事業

三 広域臨海環境整備センターが広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）第十九条第二号の規定により行う廃棄物の処理施設の整備に関する事業

施設によつて集められたものを除く。次号、第七号、第九号、次条第三号及び別表第一を除き、以下「ばいじん」という。）（国内において生じたものにあつては、別表第三の二の項に掲げる施設において生じたものに限る。）であつて水銀又はその化合物を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）及び当該ばいじんを処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

チㇿン（略）

六ㇿ十一（略）

四 日本環境安全事業株式会社が日本環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第一条第一項の規定により行うポリ塩化ビフェニル廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第二条第一項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物をいう。）の処理施設の整備に関する事業

五 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百七十七号）第二条第五項に規定する選定事業者が同条第四項に規定する選定事業として行う廃棄物の処理施設の整備に関する事業

六 前各号に掲げる事業に附帯する事業であつて、前各号に掲げる事業と一体となつてその効果を増大させるもの

（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準）

第四条 法第六条の二第二項の規定による市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。）を市町村以外の者に委託する場合の基準は、次のとおりとする。

一～八 （略）

九 第七号の規定に基づき指定された一般廃棄物の処分又は再生の場所（広域臨海環境整備センター法第二条第一項に規定する広域処理場を除く。）が当該処分又は再生を委託した市町村以外の市町村の区域内にあるときは、次によること。

イ・ロ （略）

（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準）

第四条 法第六条の二第二項の規定による市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。）を市町村以外の者に委託する場合の基準は、次のとおりとする。

一～八 （略）

九 第七号の規定に基づき指定された一般廃棄物の処分又は再生の場所（広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）第二条第一項に規定する広域処理場を除く。）が当該処分又は再生を委託した市町村以外の市町村の区域内にあるときは、次によること。

イ・ロ （略）

(法第七条第三項第四号八の生活環境の保全を目的とする法令)

第四条の五 法第七条第三項第四号八に規定する政令で定める

法令は、次のとおりとする。

一～八 (略)

九 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

(財産の管理及び処分)

第八条の二 センターが法第十五条の六の規定により市町村の委託を受けて建設する一般廃棄物の最終処分場(一般廃棄物による水面埋立てを行うものに限る。以下この章において同じ。)に係る財産の管理及び処分については、公有水面埋立法、法その他の関係法律及びこれらに基づく命令の規定に従うほか、次に掲げる事項に配慮して適切に行うものとする。

一～三 (略)

(法第七条第三項第四号八の生活環境の保全を目的とする法令)

第四条の五 法第七条第三項第四号八に規定する政令で定める

法令は、次のとおりとする。

一～八 (略)

九 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)

(財産の管理及び処分)

第八条の二 法第十五条の五第一項の規定による指定を受けた廃棄物処理センター(以下「センター」という。)が法第十五条の六の規定により市町村の委託を受けて建設する一般廃棄物の最終処分場(一般廃棄物による水面埋立てを行うものに限る。以下この章において同じ。)に係る財産の管理及び処分については、公有水面埋立法、法その他の関係法律及びこれらに基づく命令の規定に従うほか、次に掲げる事項に配慮して適切に行うものとする。

一～三 (略)